森町障がい者雇用促進事業補助金　概要

１　目的

障がい者を雇用する事業者に対して補助金を交付することにより、障がい者の雇用を促進することを目的とする。

２　事業内容

森町に事業所を有する事業者に対し、新規雇用者として障がい者を雇用する場合に、補助金を交付する。

３　対象となる障がい者の定義

森町に住所を有する１５歳以上６０歳以下の者で次に掲げるいずれかに該当する者

(1)　身体障害者手帳所持者で重度とされる者

（障害程度が１、２級であるか、内部障害３級までとする。）

(2)　療育手帳の交付を受けている者（Ａ、Ｂ）

(3)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（１～３級）

４　補助対象事業者の要件

次に掲げる要件をすべて満たし、雇用する対象者が同一の事業者で過去にこの制度を利用しておらず、かつ、別事業所においても１年以内にこの制度を利用していないこと。

(1)　新規雇用者として障がい者を通年雇用する事業主であること。

(2)　町内に事業所を有する事業者であること。

(3)　雇用保険適用の事業者であること。

(4)　町税等に滞納がない事業者であること。

(5)　この補助事業の対象となった者を過去１年の間に事業者の都合により解雇していないこと。

５　対象となる雇用契約

　　 対象者と補助対象事業主との間における雇用契約で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　雇用期間は１年を超えて引き続き雇用される見込みであること。

(2)　１週間の労働時間が、原則として２０時間を下回らないこと。

(3)　労働条件に関する事項について、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の労働関係法令に基

づいたものであること。

(4)　公序良俗に反する内容でないこと。

６　補助金の額

対象者１人に対し月３万円（社会保険料等相当分）、臨時雇用の場合は１．５万円とする。

７　補助対象期間

対象者１人に対し２年を上限とし、最低雇用期間は１年以上とする。１年未満で雇用が中断した場合

は補助金の全額を返還する。ただし、対象者の都合による離職や対象者の責めに帰すべき解雇等は返還対象としない。

８　他制度との併用

ハローワーク等が実施する他の補助金等との併用については不問とする。

【補助金交付までのフロー図】

１　障がい者を雇用

３か月以内

２　雇用促進事業補助金の交付申請（ 事業所→役場 ）

　　①　森町障がい者雇用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）

　　②　雇用契約書の写し

　　③　各種障害者手帳の写し

　　④　事業所の納税証明書

　　⑤　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

３　補助金交付可否決定通知（ 役場→事業所 ）

　　　・森町障がい者雇用促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）

　　　・森町障がい者雇用促進事業補助金却下通知書（様式第３号）

４　補助金の請求（ 事業所→役場 ）

　　①　森町障がい者雇用促進事業補助金請求書（様式第４号）

　　②　出勤簿、タイムカード又は賃金台帳等の写し［ 勤務状況が確認できる書類の写し ］

　　　【請求書の提出時期】

・上期（4月～9月分）は10月１日～10日の間に提出（申請日は9月30日）

 ・下期（10月～翌3月分）は4月１日～10日の間に提出（申請日は3月31日）

５　補助金の支払い（ 役場→事業所 ）

　　　補助金の支払い

※事業の内容及び対象者に変更があった場合

　　　「森町障がい者雇用促進事業補助金変更申請書」（様式第５号）の提出